

# 北戸田駅周辺景観づくり 推進地区について(解説)



## 目次

1. 景観づくり推進地区とは	
(1) 景観づくり推進地区	1
(2) 地区の指定に伴う行為の届出	1
2. 北戸田駅周辺景観づくり推進地区について	
(1) 地区の名称・指定年月日	3
(2) 地区の位置・区域	3
(3) 景観づくりの目標	4
3. 北戸田駅周辺景観づくり推進地区 景観づくり推進計画について	
(1) 地区の名称・策定年月日	5
(2) 景観づくりの方針	5
(3) 景観づくりの基準	6
1) 規制的基準	6
2) 創造的基準	8



# 1. 景観づくり推進地区とは

## (1) 景観づくり推進地区

戸田市都市景観条例に基づき、拠点的な地区やシンボルロード沿道など、戸田の顔となるような地区について、市が主体となって重点的に地区の特性を活かした景観づくりを推進するために、その地区を「景観づくり推進地区」として指定することができます。

景観づくり推進地区では、景観づくり推進計画に沿った様々な景観づくりの取り組みを、積極的に進めていきます。

### ◆景観づくり推進地区に関するQ&A

#### Q & A

#### 景観づくり推進地区に指定するメリットは？

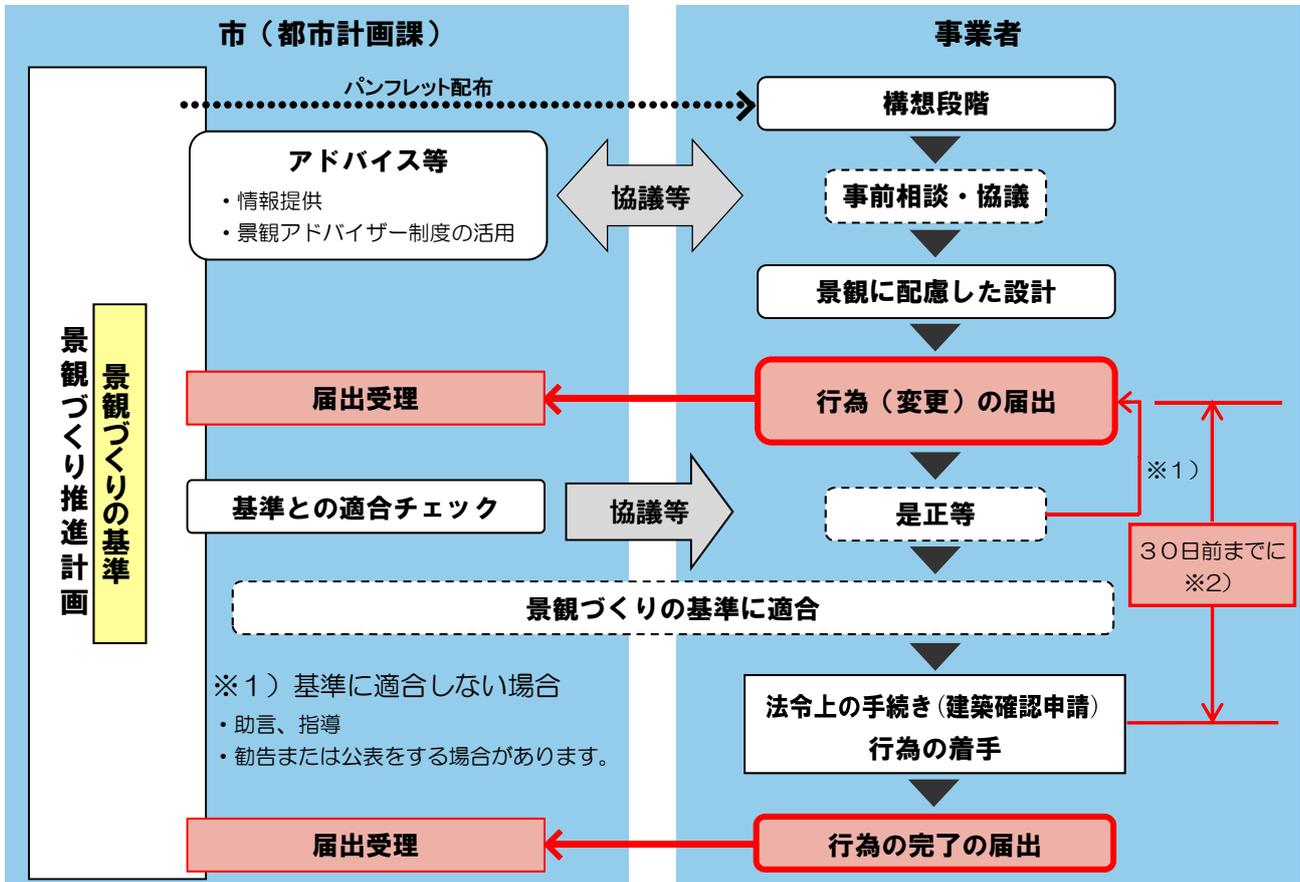
- 景観づくり推進計画の目標や方針に沿って、公共空間の景観づくり事業や、その他景観づくりの活動を推進しやすくなります。
- 景観づくり推進計画の基準に沿って、行為の届出をしていただくことにより、地区の景観にふさわしい建築物等の景観づくりを誘導しやすくなります。

## (2) 地区の指定に伴う行為の届出

地区の指定を受け、景観づくり推進計画を定めると、規模を問わず建築物・工作物・広告物などの新築等の際は、事前に行為の届出が必要になります。

出来るだけ早い段階で相談していただくことで、景観面からも事業面からもより良い設計を行うことが可能となります。

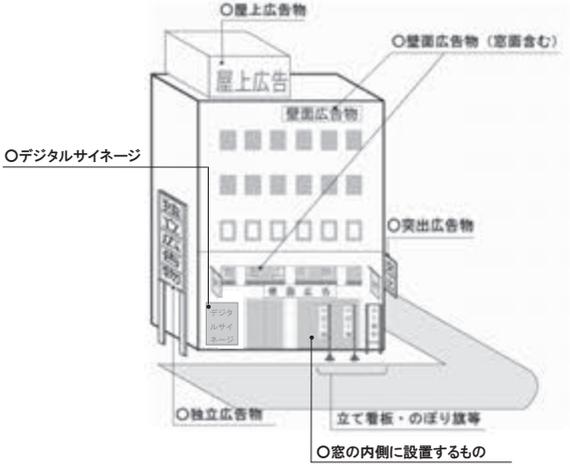
### ◆届出の手続き



※2) 法令上の手続き（建築確認申請）を要する場合は、その手続きを行う日の30日前までに、法令上の手続きを要しない場合は、行為に着手する日の30日前までに届出してください。

## ◆届出対象行為

景観づくり推進地区内で次の行為を行う際には、事前に行為の届出が必要になります。

建築物	新築、増築、改築、移転、大規模な修繕又は模様替え、外観の過半にわたる色彩の変更	
工作物	<p>新設、増築、改築、移転、大規模な修繕又は模様替え、外観の過半にわたる色彩の変更</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの</li> <li>○装飾塔、記念塔その他これらに類するもの</li> <li>○高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの</li> <li>○ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車その他これらに類するもの</li> <li>○アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシュプラントその他これらに類するもの</li> <li>○石油、ガス等を貯蔵する施設</li> <li>○高架道路、高架鉄道、横断歩道橋、橋、水門</li> <li>○立体駐車場及び駐輪場</li> <li>○公衆電話、バス停留所、標識、モニュメントその他これらに類するもの</li> <li>○防犯灯及び照明灯</li> <li>○垣、さく、塀、門その他これらに類するもの</li> <li>○日よけ、雨よけその他これらに類するもの</li> </ul>	
広告物	表示、移転、内容変更	<p>【例】</p> 
その他	市長が景観形成に影響を及ぼすと認める行為	

## ◆行為の届出に関するQ&A

### Q & A

#### 基準と合っていない場合は直さなければいけないのか？

- 今ある建物などで基準と合っていない場合でも、上記の表に示す行為を行わない場合、直ちに現状を変更する必要はありません。
- 建て替えなどを行う際に、出来る限り工夫して、地区の景観と調和を図っていただくことを想定しています。

### Q & A

#### 自由にデザインすることはできないのか？

- 基準は個々の建築等の創意工夫を引き出すためのものであり、周辺の景観との調和の中で優れたデザインの建物が増えていくことを期待するものです。
- また、戸田市では景観アドバイザー制度を設けており、デザインや設計について専門的なアドバイスを受けることができます。

## 2. 北戸田駅周辺景観づくり推進地区について

### (1) 地区の名称・指定年月日（施行日）

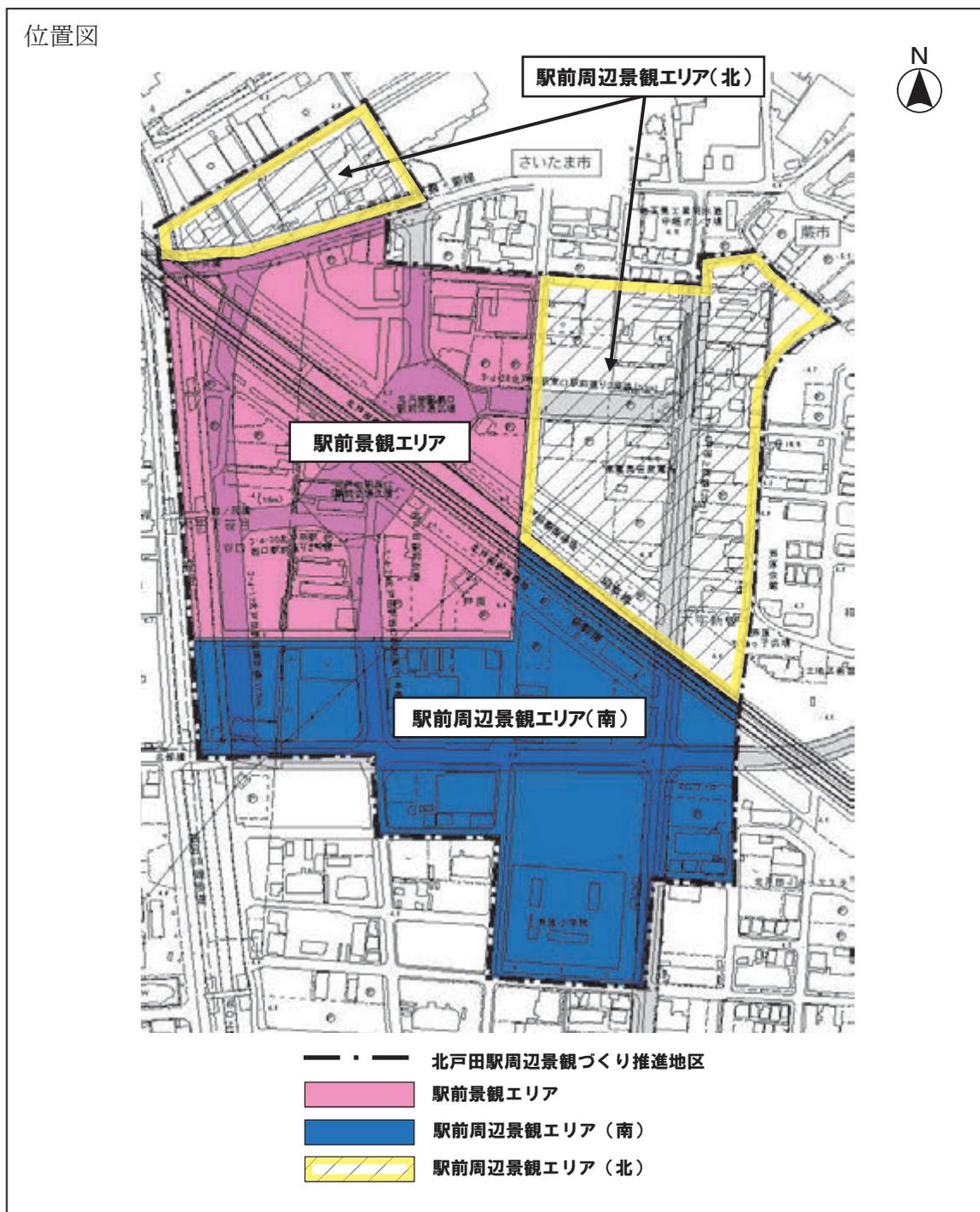
北戸田駅周辺景観づくり推進地区・平成24年10月1日指定（平成25年4月1日施行）

### (2) 地区の位置・区域

位置：地区の位置図のとおり

区域：区域のうち用途地域が商業地域の範囲を中心とする図に示すエリアを駅前景観エリア、それ以外のエリアを駅前周辺景観エリアとする。また、駅前周辺景観エリアについては鉄道用地の中心で南北に区分する。

位置図



### (3) 景観づくりの目標

#### 目標1:土地の記憶が継承された潤いと癒しの空間づくり

芦原の土地の記憶を継承しつつ、水や緑を身近に感じるまち並みによる潤いと癒しの空間づくりを目指します。

#### 目標2:人々が集い楽しめる新しい生活拠点のにぎわいづくり

戸田市の新しい生活拠点にふさわしい質の高い景観形成により、人々が集い楽しめるにぎわいづくりを目指します。

#### 目標3:さわやかで清潔感のある美しいまち並みづくり

新しいまちにふさわしい将来の発展性を感じさせる、さわやかで清潔感のある美しいまち並みづくりを目指します。

### 3. 北戸田駅周辺景観づくり推進地区 景観づくり推進計画 について

#### (1) 地区の名称・策定年月日（施行日）

北戸田駅周辺景観づくり推進地区 景観づくり推進計画

平成 24 年 10 月 1 日策定（平成 25 年 4 月 1 日施行）

#### (2) 景観づくりの方針

##### 方針1: 駅前の顔づくりとにぎわい演出

駅前ではまちの玄関口にふさわしい印象的な顔づくりとともに、建物の低層部と前面道路から壁面後退した空間や歩道との親密な関係による歩行者空間のにぎわいの演出を誘導します。

##### 方針2: ゆとりとまとまりのある通りのまち並み形成

空の広さを感じさせるスカイラインと前面道路から後退した建物の壁面により、ゆとりとまとまりのある通りのまち並みの形成を誘導します。

##### 方針3: 立体的な緑による潤いの創出

敷地内の平面的な緑化にとどまらず、建物の壁面や屋上などの緑化により立体的な緑による潤いの創出を誘導します。

##### 方針4: 場所を特徴づけるまちかどの演出

主要な交差点や地区の入り口となる交差点に面する敷地では、樹木や建物の意匠の工夫により場所を特徴づけるようまちかどの演出を誘導します。

##### 方針5: 親しみを感じさせる夜間景観の形成

敷地内の夜間照明により人々の夜間の活動の場を演出し、親しみを感じさせる夜間景観の形成を誘導します。

### (3) 景観づくりの基準

#### 1) 規制的基準

##### ● 色彩

◆ 基調色（対象となる建築物の壁面及び屋根、又は工作物の外装の過半を占める色彩）及びアクセントカラーは以下の基準を満たすものとしてください（色彩のトーン（明度及び彩度の低・中・高）は下記の「彩リシグナル」によります）。

			駅前周辺景観エリア	
			北	南
建築物の壁面・工作物の外装	基調色	色相	全ての色相	
		明度	中～高	
		彩度	低	1以下
建築物の外装	アクセントカラー	面積	各立面の1/5以下	各立面の1/10以下
		位置	2階以下	1階のみ
		彩度	—	
建築物の屋根		色相	全ての色相	
		明度	低～中	
		彩度	低～中	低

○適用除外：次のものには上記の基準を適用しません。

- ① 建物等の材料本来の素材色
  - ・着色していない材料によって仕上げられる部分の色彩
- ② 他の法令で色彩が規定されているもの
  - ・主に安全性や識別性のために、他の法令によって色彩が規定されているもの
- ③ 景観上支障がないと市長が認めるもの

#### ＝ 解 説 ＝

- ・この基準は、北戸田駅周辺の新しい市街地にふさわしい魅力的なまち並みをつくっていくため、満たすべき基準として設定するものです。
- ・外壁等の色彩の色相は、暖かみを感じるまち並みとなるように配慮していただくためのものです。

#### 彩リシグナル

トーン		色相																				
		1.25R ～ 6.24R	6.25R ～ 8.74R	8.75R ～ 1.24YR	1.25YR ～ 3.74YR	3.75YR ～ 6.24YR	6.25YR ～ 8.74YR	8.75YR ～ 1.24Y	1.25Y ～ 3.74Y	3.75Y ～ 6.24Y	6.25Y ～ 8.74Y	8.75Y ～ 1.24GY	1.25GY ～ 3.74GY	3.75GY ～ 6.24GY	6.25GY ～ 1.24B	1.25B ～ 6.24B	6.25B ～ 8.74B	8.75B ～ 1.24PB	1.25PB ～ 3.74PB	3.75PB ～ 8.74PB	8.75PB ～ 1.24P	1.25P ～ 6.74P
低彩度色	高明度	8.0以上																				
	低彩度	0.75以下																				
	中明度	5.0以上8.0未満																				
	低彩度	1.25以下																				
	低明度	5.0未満																				
	低彩度	1.25以下																				
中彩度色	高明度	8.0以上																				
	中彩度	0.75を 1.25以下 超え																				
	中明度	5.0以上8.0未満																				
	中彩度	1.25を 2.25以下 超え																				
	低明度	5.0未満																				
	中彩度	1.25を 3.5以下 超え																				
高彩度色	高彩度	上記以外のトーン																				

## ● 広告物

◆ 以下の広告物は設置を避けてください。ただし、地区の景観を損ねないと認められる場合にはこの限りではありません。

		駅前景観エリア	駅前周辺景観エリア（北・南）
一般基準	用途	—	自家用以外のもの
	地色（※1）の色彩	彩度が6を超えるもの	
種類別基準	独立広告物	高さが4mを超えるもの	
	屋上広告物	全て	
	突出広告物	建物の3階以上に設置するもの	
	壁面広告物（※2）・立看板・のぼり旗等	総面積が各立面の1/10を超えるもの	総面積が各立面の1/20を超えるもの または 建物の3階以上に設置するもの
	窓の内側に設置するもの（※3）	1階：面積が設置する開口部の1/2を超えるもの 2階以上：面積が設置する開口部の1/3を超えるもの	
	デジタルサイネージ（※4）	面積が5㎡を超えるもの または 3階以上に設置するもの	面積が3㎡を超えるもの または 3階以上に設置するもの
その他	過剰なグラフィックやフィギュア広告または 激しく動光・点滅する照明を伴う看板など		

※1 表示面積の1/3以上を占める色彩

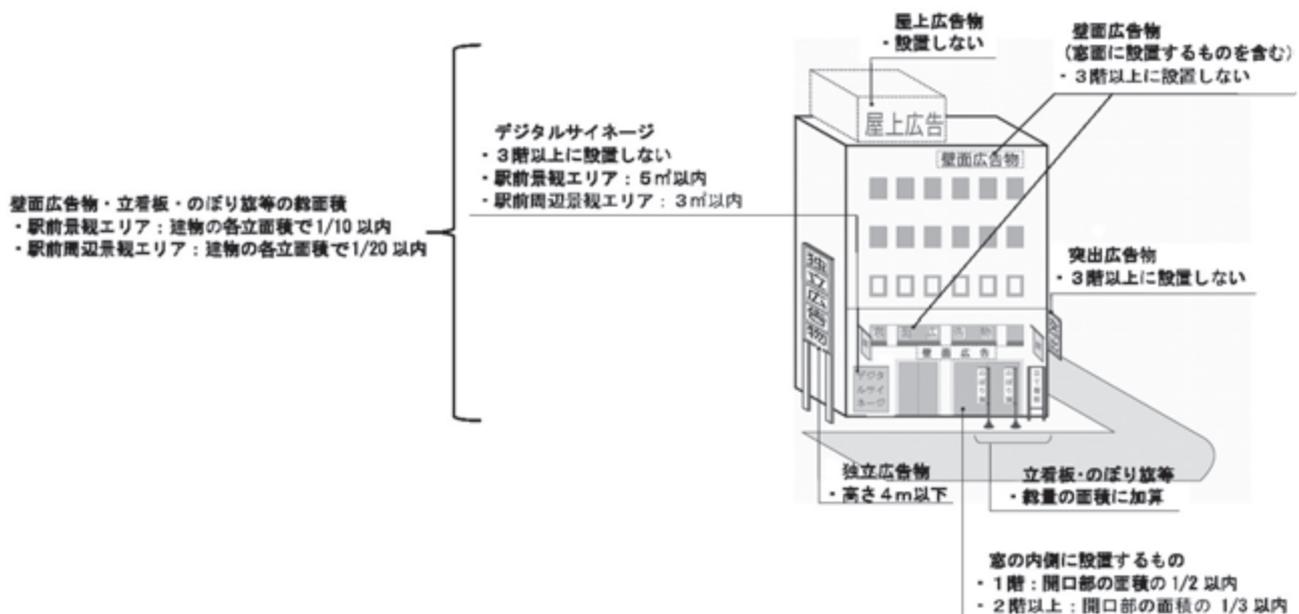
※2 窓面に設置するものを含む

※3 建築物の窓その他の開口部（建築物の内部を見通すことができる壁面を含む）に設けられた窓ガラス、ガラス扉その他これらに類するものの内側の面に直接描き、又は内側に設置して、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示するもの

※4 屋外や店頭などに設置された液晶ディスプレイなどの映像表示装置で、屋外の公衆に静止画や動画により案内情報や広告などを表示するもの

### ＝ 解 説 ＝

・ 駅前のにぎわいづくりにつなげるとともに、住環境を損ねることを防ぐため、良好な景観を阻害するおそれのあるものは設置を避ける基準としています。



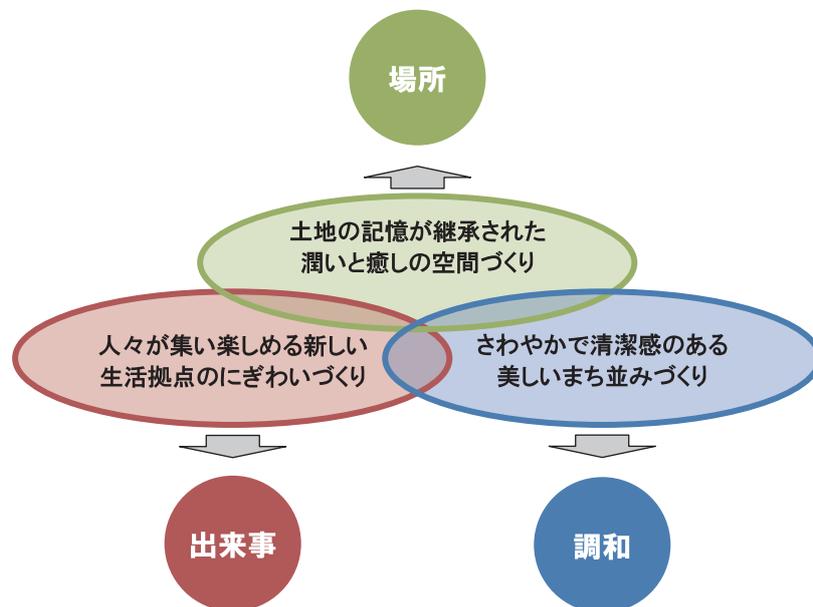
## 2)創造的基準

### ◆基本原則と配慮事項

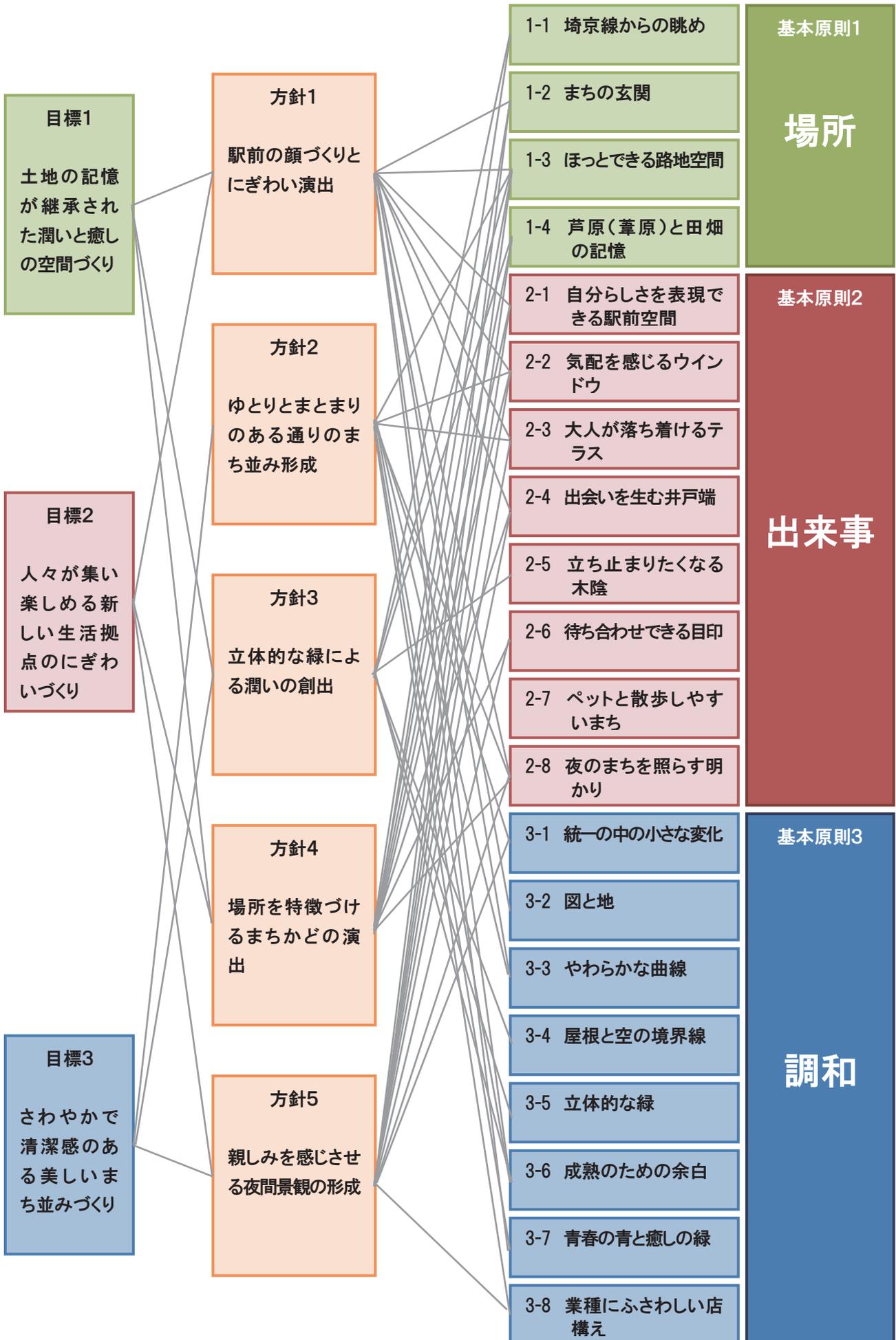
「場所」「出来事」「調和」を景観形成の基本原則とし、それぞれに示される事項に配慮して景観形成の目標と方針を具体化してください。

基本原則		配慮事項
1 場所	場所の記憶を引き継ぐこと。また場所の特性を認識し尊重すること。そこからまちの新しい歴史がはじまる。	1-1 埼京線からの眺め 1-2 まちの玄関 1-3 ほっとできる路地空間 1-4 芦原（葦原）と田畑の記憶
2 出来事	人々が生き生きと活動できる場所をつくること。また人々がまちと関わる場所をつくること。そこでは様々な出来事が生まれる。	2-1 自分らしさを表現できる駅前空間 2-2 気配を感じるウインドウ 2-3 大人が落ち着けるテラス 2-4 出会いを生む井戸端 2-5 立ち止まりたくなる木陰 2-6 待ち合わせできる目印 2-7 ペットと散歩しやすいまち 2-8 夜のまちを照らす明かり
3 調和	まち全体やまわりの環境と調和すること。また建物をまちの尺度と人の尺度に合わせること。そこに美しい均衡が生まれる。	3-1 統一の中の小さな変化 3-2 図と地 3-3 やわらかな曲線 3-4 屋根と空の境界線 3-5 立体的な緑 3-6 成熟のための余白 3-7 青春の青と癒しの緑 3-8 業種にふさわしい店構え

### 景観づくりの目標と基本原則



景観づくりの目標・方針と基本原則・配慮事項



## ◆配慮事項の解説

それぞれの配慮事項の前提条件を確認した上で景観上の配慮を行ってください。配慮を行う上で関連の深い事項を関連する配慮事項として示していますので、併せて参考にしてください。なお、以下に示す配慮の視点は例示ですので、前提条件を踏まえて敷地の位置や形状、建物の性格などに応じて創意工夫をお願いします。

### ①「場所」に関する配慮事項

#### 1-1 埼京線からの眺め

**前提条件：**埼京線からはまちを俯瞰することができ、まちの中からは埼京線が見える。電車を意識しつつ、電車を降りてみたいと思える風景をつくることがまちの魅力を高める。

##### 配慮の視点（例）

- ◆上からの視線も意識した屋根のデザイン
- ◆埼京線の電車が見える窓
- ◆屋上設備類の隠蔽

**関連する配慮事項：**1-2・1-4・2-6・2-8・3-1・3-2・3-4・3-5

#### 1-2 まちの玄関

**前提条件：**駅前の人々を迎え入れるまちの玄関である。玄関は人々の印象に残る顔としてまちのイメージを形成し、アイデンティティを育む。

##### 配慮の視点（例）

- ◆風格のあるたたずまい
- ◆顔となる印象的な正面
- ◆記憶に残る公共（的）空間のデザイン

**関連する配慮事項：**1-1・2-1・2-2・2-4・2-5・2-6・2-8・3-1・3-2・3-3・3-5・3-7・3-8

#### 1-3 ほっとできる路地空間

**前提条件：**表通りから一本入った路地裏はほっとできる空間である。路地空間が新しいまちに親しみを感じさせる界隈を生み出す。

##### 配慮の視点（例）

- ◆視線の先が閉じた通り（折れ曲がった通路、カーブした通り）
- ◆程よい広さの通路

**関連する配慮事項：**1-4・2-1・2-2・2-3・2-4・2-6・2-7・2-8・3-1・3-2・3-3・3-4・3-5・3-6・3-7・3-8

#### 1-4 芦原(葦原)と田畑の記憶

**前提条件：**この地にはかつて人の背丈を超える芦原（芦原）とどのかな田畑が広がっていた。その記憶を引き継いでいくことで風景に深みが生まれる。

##### 配慮の視点（例）

- ◆包み込まれるイメージの囲まれた空間
- ◆土の広場
- ◆地域の歴史や記憶を伝えるしつらえ（展示スペースなど）

**関連する配慮事項：**1-1・1-3・2-3・2-4・2-5・2-6・3-3・3-5・3-7

## 「場所」に関する配慮のイメージ

●屋上に設備類が露出してないすっきりとしたデザイン



●上から見た時にも美しく見える配置パターン



●まちの玄関口



●風格を感じさせる表通り



●敷地内の路地的空間



●落ち着いた路地



●人を誘い込む路地裏



●敷地内の芝生を採り入れた広場



●建物の屋上に作られた農地



## ②「出来事」に関する配慮事項

### 2-1 自分らしさを表現できる駅前空間

**前提条件：**駅前が多様な人々が行き交う空間である。自分らしさを表現できるフィールドがあると駅前が活気づく。

#### 配慮の視点（例）

- ◆パフォーマンスできるスペース
- ◆作品を展示できるギャラリー
- ◆さまざまな市民活動に使える集会スペース

**関連する配慮事項：**1-2・1-3・2-2・2-8・3-1・3-2・3-3・3-6・3-8

### 2-2 気配を感じるウインドウ

**前提条件：**通りとの関係を意識すること。通りから店の中の気配を、また店の中から通りの気配を感じることで敷地と通りとの親密感が生まれる。

#### 配慮の視点（例）

- ◆開口部や透過性のある壁面
- ◆通りに面したテラス席
- ◆路上の駐車や駐輪を防ぐ駐車・駐輪スペース

**関連する配慮事項：**1-2・1-3・2-1・2-3・2-8・3-1・3-3・3-6・3-7・3-8

### 2-3 大人が落ち着けるテラス

**前提条件：**誰もが快適に過ごせるまちをつくること。大人がまちのなかで落ち着いてくつろげる場所は意識してつくりたいと見過ごされがちである。

#### 配慮の視点（例）

- ◆通りを眺められる2階のテラス席
- ◆開放されたベンチ

**関連する配慮事項：**1-3・1-4・2-2・2-4・2-7・2-8・3-1・3-3・3-4・3-5・3-7・3-8

### 2-4 出会いを生む井戸端

**前提条件：**かつて、まちかどの井戸端は人々の交流の場でもあった。まちなかのたまり空間は人々の出会いを生む。

#### 配慮の視点（例）

- ◆敷地内のたまり空間
- ◆まちかどのたまり空間

**関連する配慮事項：**1-2・1-3・1-4・2-3・2-5・2-6・2-7・2-8・3-2・3-3・3-5・3-6・3-8

## 「出来事」に関する配慮のイメージ

●イベントにも使える広場



●パフォーマンスがはじまるスペース



●通りから内部がうかがえるウインドウ



●まち並みを演出するウインドウ



●落ち着いたテラス



●居心地の良いテラス席



●たまりの場になっているパーゴラ



●敷地内のたまり空間



## 2-5 立ち止まりたくなる木陰

**前提条件：**通りは通過するだけの空間ではない。程よい木陰は夏の暑い日差しを避けるだけでなく、立ち止まってみたいくなる。

### 配慮の視点（例）

- ◆緑陰のある高木
- ◆シンボリックな高木

**関連する配慮事項：**1-2・1-4・2-4・2-6・2-7・3-2・3-5・3-6・3-7

## 2-6 待ち合わせできる目印

**前提条件：**人々の活動は待ち合わせから始まる。待ち合わせできる目印となる場所は物語が生まれる予感を感じさせる。

### 配慮の視点（例）

- ◆交差点に面する敷地の特徴づけ
- ◆特徴のあるアートや造形物

**関連する配慮事項：**1-1・1-2・1-3・1-4・2-4・2-5・2-8・3-1・3-2・3-5・3-6・3-7・3-8

## 2-7 ペットと散歩しやすいまち

**前提条件：**ペットは家族の一員である。ペットと一緒に出かけることが楽しくなるまちは、暮らしを豊かにする。

### 配慮の視点（例）

- ◆ペットをつないでおける店先
- ◆ペットを連れて入れる店
- ◆ペットのエリアが区分された店内

**関連する配慮事項：**1-3・2-3・2-4・2-5・3-6・3-7・3-8

## 2-8 夜のまちを照らす明かり

**前提条件：**夜も安心して歩けること。また、場所ごとの性格に応じた明かりで夜にも出かけたくなるまちを演出する。

### 配慮の視点（例）

- ◆安心できる明るさ
- ◆表通りの華やかさを演出する明かり
- ◆路地裏的な魅力を演出する明かり

**関連する配慮事項：**1-1・1-2・1-3・2-1・2-2・2-3・2-4・2-6・3-1・3-2・3-5・3-8

## 「出来事」に関する配慮のイメージ

●歩道に生み出された心地よい木陰



●ベンチのある木陰



●待ち合わせに使える橋詰め



●広場とシンボルツリー



●交差点に面するウインドウ



●夜間の街並みの魅力を高める照明



●穏やかな住宅の明かり



●樹木のライトアップ



●歩道まで照らすガーデンライト



### ③「調和」に関する配慮事項

#### 3-1 統一の中の小さな変化

**前提条件：**統一は安定性を、変化は多様性を生む。そろえることが調和の基本であるが、小さく違えることで単調さを防ぐことができる。

**配慮の視点（例）**

- ◆スカイラインや壁面の連続
- ◆少しずつ違った細部のデザイン

**関連する配慮事項：**1-1・1-2・1-3・2-1・2-2・2-3・2-6・2-8・3-2・3-3・3-4・3-5・3-6・3-7

#### 3-2 図と地

**前提条件：**目立たせたいもの（図）を目立たせ、目立たせたくないもの（地）を目立たせないこと。背景を整理することで目立たせたいものがすっきりと引き立つ。

**配慮の視点（例）**

- ◆視線を誘導する要素を配した建物正面
- ◆設備類やサービスヤードの隠蔽
- ◆鉄塔や高架のイメージを緩和する高木

**関連する配慮事項：**1-2・1-3・1-4・2-1・2-4・2-5・2-6・2-8・3-1・3-4・3-5・3-6・3-7

#### 3-3 やわらかな曲線

**前提条件：**新しいまちには直線が多くなりがちである。やわらかな曲線は無機質なまちを有機的で人間的なものに変えてくれる。

**配慮の視点（例）**

- ◆曲線を取り入れた建物正面のデザイン
- ◆建物コーナー部の曲線
- ◆曲線の舗装パターン

**関連する配慮事項：**1-2・1-3・1-4・2-1・2-2・2-3・2-4・3-1・3-4・3-6

#### 3-4 屋根と空の境界線

**前提条件：**屋根と空の境界線は、通りから見える空の形を切り取る。通りから澄んだ空が広く見えると清々しい気分になる。

**配慮の視点（例）**

- ◆通りに向かって低くなる屋根
- ◆連続的に変化するスカイライン
- ◆長大な建物の分節化

**関連する配慮事項：**1-2・1-3・2-2・2-8・3-1・3-2・3-3・3-6・3-8

## 「調和」に関する配慮のイメージ

- 全く異なる意匠であるが高さと勾配を揃えた屋根



- 統一的なイメージであるが個々に異なる壁面



- ライトアップで浮かび上がったシンボリックな形態



- 設備類が目立たないように隠蔽



- 曲線を取り入れたやわらかなデザイン



- 曲線のパターンで舗装した広場



- 空を切り取るスカイラインのデザイン



- 通りに向かって低くなる屋根



### 3-5 立体的な緑

**前提条件：**立面の緑は目に入りやすい。平面の緑だけでなく、立面や高い位置の緑など立体的な配置によって視覚的な効果を高めることができる。

**配慮の視点（例）**

- ◆屋上緑化、壁面緑化
- ◆窓辺の花台、緑が見えるベランダ

**関連する配慮事項：**1-1・1-2・1-3・1-4・2-3・2-4・2-5・2-6・2-8・3-1・3-2・3-4・3-6・3-7・3-8

### 3-6 成熟のための余白

**前提条件：**つくり込みすぎないこと。時間とともに成熟していくための余白を残すことが新しいまちとしての発展の可能性を感じさせる。

**配慮の視点（例）**

- ◆増改築しやすい配置
- ◆成長する植栽
- ◆時間の経過により味わいを深める素材

**関連する配慮事項：**1-3・2-1・2-2・2-4・2-5・2-6・2-7・3-1・3-2・3-3・3-5・3-8

### 3-7 青春の青と癒しの緑

**前提条件：**新しいまちのさわやかさを感じさせる「青春の青」と、心を和ませる「癒しの緑」はまちのイメージから導かれるシンボルカラーである。

**配慮の視点（例）**

- ◆青や緑の日よけテント、パラソル、フラッグ
- ◆水を使った演出
- ◆身近に感じられる植栽

**関連する配慮事項：**1-2・1-3・1-4・2-2・2-3・2-5・2-6・2-7・3-1・3-2・3-5・3-8

### 3-8 業種にふさわしい店構え

**前提条件：**業種によって誰もがイメージする店構えがある。イメージに近い店構えは私たちに安心感を与えてくれる。

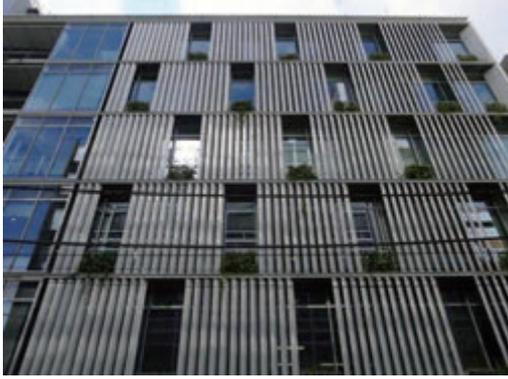
**配慮の視点（例）**

- ◆見慣れた色づかい（慣例色）
- ◆商品やサービスをイメージさせる外観デザイン

**関連する配慮事項：**1-2・1-3・2-1・2-2・2-3・2-4・2-6・2-7・2-8・3-4・3-5・3-6・3-7

## 「調和」に関する配慮のイメージ

●控え目に緑化した端正な壁面



●窓の下の植栽スペース



●円形の柱の緑化



●時間とともに深みを増す焼板の壁面



●瓦を使った舗装



●建物正面のアクセントになっている青色の暖簾



●店のイメージを高める緑色の日よけテント



●壁面や店先に花を飾った花屋&喫茶店



●店の雰囲気に合わせてデザインした壁面と看板





問い合わせ先

戸田市 都市計画課 都市景観担当

〒 335-8588 埼玉県戸田市上戸田 1-18-1 tel.048-441-1800 (内線 320)